

# 食品衛生月間について

## 1 概要：食品衛生月間実施要領（平成26年度）抜粋

### (1) 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図る。

### (2) 実施期間

平成26年8月1日（金）から同月31日（日）までの1か月間

### (3) 実施機関

- ①主催 厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区
- ②後援 農林水産省 等
- ③協賛 公益社団法人日本食品衛生協会、一般財団法人日本公衆衛生協会 等

### (4) 本道の対応

各道立保健所、保健所を設置する札幌市、旭川市、函館市及び小樽市において、（公社）北海道食品衛生協会等と連携のうえ、街頭啓発や各種講習等を実施

## 2 食中毒の発生防止対策について

政府広報 | 厚生労働省  
食中毒予防の3原則

細菌やウイルスを  
● つけない…手や食材、まな板などはこまめに洗う。  
● 増やさない…調理したらすぐに食べ、冷蔵庫を過信しない。  
● やっつける…肉は中心部まで十分に加熱する。

詳しくは 政府広報 食中毒 検索

食中毒は家庭でも発生しています!

### 【参考】

食中毒の発生状況（本道）：7月30日現在の比較

	平成26年 (速報値)	平成25年	増減
件数	8件	29件	-21件
患者数	197名	959名	-762名

## 3 北海道が進めるHACCP(ハサップ)について

### (1) HACCP に基づく衛生管理導入評価事業

- ① 対象施設がHACCP手法による自主衛生管理の取組みを段階的に評価する。
- ② 保健所に評価を申請し、段階4以上と評価された場合、評価結果を北海道HPに掲載できる。

※平成25年度末現在286施設が取組み中

#### 〈対象施設〉

- 食品の製造・加工施設
- スーパーマーケットなどの調理加工施設（いわゆるバックヤード部門）
- 給食施設などの大量調理施設

### (2) 北海道HACCP自主衛生管理認証制度

- ① 施設からの申請に応じ、道が定めるHACCP基準に適合している食品等を認証する。
- ② 登録評価機関に段階7以上と評価された食品等が、認証審査会を経て認証する。

※平成26年7月30日現在70施設が取組み中

#### 【認証マーク】ハサップくんマーク



認証された食品等には認証マーク（ハサップくんマーク）を表示することができます

担当  
(連絡先)

保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（担当 齊藤、山中）  
t e l ダイヤルイン 011-204-5261  
代 表 011-231-4111（内線 25-909）